

「鶴川駅北口広場」及び「鶴川駅前南土地区画整理事業」における請願

請願要旨：

「鶴川駅北口広場」及び「鶴川駅前南土地」の区域における事業計画が区域決定や事業決定の方向で行政手続きが進められています。しかし、計画の不備及び不適切な計画により地権者やその地域の住民の民意が反映されていない点から下記請願項目の採択をお願い致します。

1. 「鶴川駅北口広場」のロータリーでは現計画においては、ロータリー中央部より都道に合流する市道のロータリー側から見て左折一方通行と、ロータリーの原則終日一般車両の使用が出来ない点は多くの利用者に不便を与えるだけでなく、交通の渋滞、危険を与え現況の悪化が考えられるので左折一方通行実施の廃止、現在の通行を可能とし、ロータリーの終日の一般車両の利用が可能となるよう、関係機関と協議を進めてください。
2. 「鶴川駅北口広場」のロータリーの計画は鶴川駅前の一期区画整理事業とし、地権者 11 名が審議員、評価員となって現在の広場となっています。現在の計画図においてロータリーの面積が広くなるとのことですが、すでにその地権者はその後土地利用を行っております。新たな計画や事業の方向性について、その地権者及び利用者に対し理解してもらえよう十分な説明を求めます。
3. 「鶴川駅前南土地区画整理事業」について現在の計画ではロータリーは小田急線への利用客のバスターミナルとしての単独の機能しか果たしていないと考えられます。鶴川 1 号踏切から現在の計画図までの間で、この区域のロータリーの利用として今後発展する位置を考えるべきだと思います。このことについて行政の説明では何度も説明を行ったこと、二つ目には現計画の西側も検討したがロータリーの広さが十分確保できないとの説明がありました。しかし、河川敷までは区画整理区域内であり、河川敷に道路が接道すれば十分に広さが確保できること、また、南側改札と鶴川 1 号踏切の現在の使用者の多さを考えればその点をも配慮が必要だと考えられ区域決定や事業決定を急ぐことよりも将来の鶴川駅の発展、そして利用する地域の住民の利便性が高くなるよう計画の見直しとそれまで区域決定及び事業決定の延期を求めます。